

## 令和 8 年度ぐんま森林経営管理サポートセンター設置運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、令和 8 年度ぐんま森林経営管理サポートセンター設置運営業務委託の契約相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等必要な事項を定めるものである。

### 1 業務委託名

令和 8 年度ぐんま森林経営管理サポートセンター設置運営業務委託

### 2 業務の目的

市町村による森林経営管理制度の運営及び森林経営管理制度の運用に必要となる森林環境譲与税の活用を中心に、市町村森林・林業行政の取組を支援するため、ぐんま森林経営管理サポートセンター（以下「サポートセンター」という）を設置・運営し、市町村からの相談対応、森林総合監理士による個別訪問指導、県林業普及指導員と連携した伴走支援、市町村林務担当向けの職員研修等を実施する。

### 3 業務の内容

「令和 8 年度ぐんま森林経営管理サポートセンター設置運営業務実施要領」、「委託契約書及び業務委託契約約款」及び「令和 8 年度ぐんま森林経営管理サポートセンター設置運営業務委託仕様書」のとおり。

### 4 上限額

23,012,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※この額は、契約額ではなく、あくまで、本プロポーザルにおける企画提案書作成のために設定した事業費の上限額であり、この範囲内で積算すること。

### 5 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

### 6 応募資格

次の条件の全てを満たしていること。また、共同企業体を構成する場合は、構成員が次の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- (2) 国税及び地方税等を滞納している者でないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に、参加資格に支障がないと認められる者は、この限りではない。
- (5) 群馬県の指名停止処分を受けている場合、その期間中でないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 本委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者であること。

## 7 スケジュール

- (1) 応募期間  
令和 8 年 6 月 24 日（水）から令和 8 年 7 月 10 日（金）17 時まで
- (2) 質問受付期限  
令和 8 年 7 月 3 日（金）17 時（必着）  
※詳細は、下記 8 のとおり
- (3) 企画提案書提出期限  
令和 8 年 7 月 10 日（金）17 時（必着）  
※詳細は、下記 9 のとおり
- (4) 書類審査  
令和 8 年 7 月 14 日（火）予定  
※詳細は、下記 10 のとおり
- (5) 受託候補者の決定及び通知  
令和 8 年 7 月 15 日（水）予定
- (6) 契約締結  
令和 8 年 7 月 16 日（木）予定

## 8 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から、質問を受け付ける。

- (1) 受付期間  
公募開始日から令和 8 年 7 月 3 日（金）17 時まで（必着）
- (2) 質問方法
  - ・質問書（様式 8）を電子メールにより送信する。
  - ・提出先：E-mail：[rineseika@pref.gunma.lg.jp](mailto:rineseika@pref.gunma.lg.jp)
  - ・件名を「応募事業者名＋令和 8 年度ぐんま森林経営管理サポートセンター設置運営業務委託（質問）」とすること。※電子メール送付後、提出した旨を電話連絡すること。

### (3) その他

質問への回答は、令和8年7月6日(月)17時までに、電子メールにより行う。ただし、質疑の内容によっては、公平性を担保するため、回答内容を群馬県ホームページに公表する。

※質問事業者名は公開しない。

## 9 応募の手続き等

### (1) 提出書類・部数

ア 企画提案書表紙(様式1)	1部
イ 企画提案書本書(任意様式)	1部
ウ 実施体制表(様式2)	1部
エ 費用見積書(任意様式)	1部
オ 法人登記簿謄本の写し(*)	1部
カ 決算書の写し(直近2か年度分)(*)	1部
キ 暴力団排除に関する誓約書(様式3)(*)	1部
ク 課税(免税)事業者届出書(様式4、様式5)	1部
ケ 納税証明書の写し(*)	1部
サ 共同企業体届出書(様式6)	1部
シ 共同企業体協定書(様式7)	1部

- ・企画提案書本書は、A4で20ページ以内とする。
- ・企画提案書本書には、業務の実施スケジュールを記載すること。
- ・共同企業体を構成する場合は参加する企業間の業務連携体制がわかるよう、実施体制表に補足資料(任意様式)を添付すること。
- ・費用見積書は、項目ごとの単価及び数量を明記し、消費税及び地方消費税を含めた合計額を記載すること。
- ・費用見積書の宛先は、「群馬県知事 山本 一太」とすること。
- ・ファイル形式はPDFとすること。
- ・群馬県の令和8・9年度の競争入札参加資格者名簿の登載者は、(\*)印の付いた書類の提出は不要とする。
- ・法人登記簿謄本は、3か月以内に発行されたものとする。
- ・納税証明は、国税及び群馬県税にかかるものとし、国税については「その3の3」様式(法人税、消費税及び地方消費税)、群馬県税については「県税に滞納がないことの証明(完納証明・規則第45条の3様式)」とする。群馬県税に課税実績がない場合は、課税実績がないことを証明する納税証明を提出すること。なお、県外事業者で本県に営業所がない場合、群馬県税の納税証明の提出は不要とする。
- ・共同企業体を構成する場合、上記オ～ケの書類については、構成員ごとに提出すること。

- ・上記サ及びシについて、共同企業体を構成しない場合は提出不要とする。
- (2) 提出方法・提出期限
- ア 提出方法
- ・ 9 (3) の提出先あてに電子メールにて提出すること。
  - ・ 件名を「応募事業者名+令和8年度ぐんま森林経営管理サポートセンター設置運営業務委託(提出)」とすること。
- ※電子メール送付後、提出した旨を電話連絡すること。
- ※データサイズが7MBを超える場合は群馬県に相談すること。
- イ 提出期限 令和8年7月10日(金)17時(必着)
- (3) 提出先
- 〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号  
群馬県 環境森林部 森林局 林政課 政策企画係  
電 話：027-226-3214  
E-mail：rinseika@pref.gunma.lg.jp
- (4) 応募書類の取扱い
- ・ 提出された応募書類等は返却しないものとする。
  - ・ 提出された応募書類等は、審査の必要上、複製を作成することがある。
  - ・ 提出された応募書類は、事業者の選定のためにのみ使用し、機密保持には十分配慮する。ただし、優先交渉事業者として選定された場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)、「群馬県情報公開条例」(平成12年6月14日条例第83号)に準じ、不開示情報及び非開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて情報公開の対象となる。

## 10 審査

企画提案に関する審査は、提出書類の書類審査により実施する。審査の結果、最も優れた企画提案を提出した者を優先交渉事業者として選定する。

### (1) 審査日

令和8年7月14日(火) 予定

### (2) 審査項目

以下の項目について、審査委員による審査を実施する(合計100点)。

#### ア 提案内容(30点)

- ・ 本業務の目的(森林経営管理制度の運用支援、森林環境譲与税の活用支援)を十分に理解しているか。
- ・ 群馬県及び県内市町村の現状・課題を踏まえた提案内容となっているか。
- ・ 事業全体の方向性が明確で、実施効果が期待できる内容となっているか。
- ・ 相談対応、個別訪問指導、伴走支援、研修等の各業務が具体的かつ実効性のある内容となっているか。

- ・各業務が相互に連携し、総合的な支援効果を高める構成となっているか。
- ・市町村職員にとって利用しやすく、実務に即した支援提案内容（わかりやすさ、アクセス性、負担軽減等）となっているか。

#### イ 費用（10点）

- ・業務の実施に係る必要経費の見積は適切か。

#### ウ スケジュール（10点）

- ・サポートセンターの設置にあつては、スケジュールに無理がなく、適切なものとなっているか。
- ・市町村支援にあつては、計画的なスケジュールとなっているか。

#### エ 実施体制（30点）

- ・サポートセンターの運営にあつては、常に相談受付が可能な体制がとられているか。
- ・市町村支援にあつては、森林・林業及び森林経営管理制度に関する専門的な知識を有する人材が配置されているか。
- ・組織体制（責任者、指揮命令系統、情報共有方法等）が明確であるか。
- ・市町村及び県（林業普及指導員）との円滑な連携体制が十分なものとなっているか。
- ・業務継続性（代替要員、引継ぎ体制等）が確保されているか。
- ・個別支援の成果を整理・蓄積し、他市町村へ横展開できる仕組み（事例共有、標準化等）が構築されているか。

#### オ 個人情報の管理（10点）

- ・個人情報の取扱いに関する基本方針及び管理体制が明確であるか。
- ・漏えい、滅失及びき損の防止に係る具体的な対策が講じられているか。

#### カ 独自性・付加価値（10点）

- ・他の提案と比較して優位性のある独自提案が含まれているか。
- ・森林経営管理制度の定着・高度化につながる新たな視点が示されているか。

### （3）優先交渉事業者の選定結果に関する通知

令和8年7月15日（水）予定

- ・応募者全てに文書により通知する。優先交渉事業者については、群馬県ホームページにて公表する。

### （4）失格条件

ア 次のいずれかに該当した場合は失格とし、審査の対象としない。

- ・企画提案書の提出書類に不備がある者
- ・企画提案書の提出期限を過ぎて提出した者

イ 審査の結果、合計点が60点未満の場合は不合格とする。

### （5）その他

- ・審査は非公開とし、内容の照会等には応じないものとする。

・群馬県からの通知は、電子メールにより送付するものとする。

### 1 1 契約

- (1) 最も優れた提案を行った者と契約締結の交渉を行うものとする。
- (2) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額については、群馬県との交渉で決定するものとする。
- (3) 上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

### 1 2 注意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、全て事業者の負担とする。
- (2) 提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差替えは一切認めない。
- (3) 提出された書類等に虚偽がある場合は、失格とすることがある。
- (4) 参加申込書を提出した事業者が、企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、本プロポーザルの参加を辞退したものとみなす。また、企画提案書提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面にて提出すること。
- (5) 本プロポーザルの参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (7) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、群馬県に帰属する。
- (8) 受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがある。この場合においても、受託者の損害を補償することはない。

### 1 3 問い合わせ先

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号  
群馬県 環境森林部 森林局 林政課 政策企画係  
電 話：027-226-3214  
E-mail：rinseika@pref.gunma.lg.jp